

## 5 その他

# 全国公立学校教頭会 全国研究大会開催要綱

(令和4年3月改正)

### 1. 大会組織・大会開催地・日程 等

- (1) 全国研究大会の主催は全国公立学校教頭会（以下、全公教）、運営は開催都道府県（以下、開催県）とする。
- (2) 開催ブロックはローテーション（北海道→近畿→中国→九州→東北→東海北陸→四国→関東甲信越）の順とする。但し、開催県はブロック内で決定する。）
- (3) 開催期日及び開催都市については、全公教と協議のうえ理事会で決定する。  
開催期日については、7月下旬から8月上旬の間とし、8月6日と9日は避ける。
- (4) 開催日数については2日間とする。開会行事・シンポジウム、分科会、記念講演閉会行事を原則とする。
- (5) 開催方法は参集型とオンライン型を併用したハイブリッド方式を原則とする。

### 2. 研究内容等

- (1) 全国統一研究主題に基づいて大会を開催する。  
サブテーマ及び文言等は全公教研究部と協議の上、開催ブロック及び開催県で決定する。
- (2) 研究課題・分科会については、6課題8分科会を原則とする。加えて、特別分科会Ⅰ（全公教が主管）特別分科会Ⅱ（開催県実行委員会主管）も開催する。

### 3. 大会関連諸会議 等

- (1) 全国大会の引継打合会は、当年度・次年度・次々年度の開催県役員及び全公教役員により原則10月に全公教事務局（東京）に参集型で開催する。
- (2) 提言者説明会は原則1月にオンライン型で開催する。

### 4. 会 計

- (1) 大会経費は主に全国研究大会助成金から執行する。適正な執行に努め、可能な限り経費節減を目指す。
- (2) 開催に伴う委託業者については、開催県が複数の中から公平公正に選定し決定する。

### 5. その他

- (1) 大会全般にわたり運営の効率化・省力化をめざす。
- (2) 感染症拡大等の緊急時においては、オンライン開催など方法を工夫し、会員の安全安心を最優先にした大会運営を図る。

# 全国公立学校教頭会 全国研究大会運営要領

(令和4年3月改正)

## 1. 大会組織・大会開催地・日程等

### (1) 主催・運営

研究大会の計画・運営等は開催県が具体的に進め、必要に応じて全公教総会・理事会・役員会等で提案・承認(確認)を得ながら進めていく。大会実行委員長は開催前年の11月から全公教役員会へ定例で参加し、連絡調整を密に行う。

### (2) 開催地実行委員会の役割

- ①運営組織および大会運営 ②日程 ③予算原案 ④業者指定(全公教と相談)
- ⑤諸会場の選定 ⑥シンポジウムの企画・運営 ⑦記念講演の企画・運営
- ⑧提案者、助言者、司会、記録との連絡調整 ⑨大会案内、大会要項・集録の作成、発送

### (3) 開催形式

参集型と・オンライン型を併用したハイブリッド型で開催する。

オンライン型の運営については全公教が中心になって、開催地と連携をとって進める。

### (4) 参加人数 参加要請数に基づく

### (5) 参加要請数

- ①全国大会には、原則として各県少なくとも各分科会に2名以上の参加とする。  
小・中に分かれている教頭会・副校長会などについては、別に考慮する。
- ②参加基本人数を会員数の3%とする。各県ごとの取組もあるが、代表参加制の原則に基づいて、どの大会においても参加要請数は同じ数(3%)にしていく。ただし、開催県の状況によっては、参加要請数を変更することもある。
- ③全国大会開催のブロックの参加については、ブロック大会を兼ねるという側面もあるので、要請数を多くする(5~10%程度)。
- ④提言のある分科会についてその担当県の参加数を増やす。
- ⑤次期開催県、2年後開催県については、参加数を増やす。
- ⑥開催ブロックと開催県との協力関係を、さらに深めて開催するようにする。
- ⑦大会運営上ある程度の参加人数が必要であり、要請数が満たせない県については、当該ブロック・全国大会実行委員会・全公教で対応を検討する。
- ⑧開かれた大会を目指し副校長・教頭以外の参加を受け入れる。

## 2. 研究内容等

### (1) 研究内容の推進

開催県研究部長および次期開催県研究部長は、必要に応じて全公教研究部会にオンラインで参加し、大会の研究内容について協議し連携を図る

### (2) 研究主題 全国統一研究主題とする。

### (3) サブテーマ

全国公立学校教頭会研究大会の開催都道府県は、全国統一研究主題を深め特色ある大会にする等の観点から、全国公立学校教頭会と密接な連携を図りつつサブテーマを設定することができる。全体会では、できるだけサブテーマをふまえた研究を深めるようにする。

### (4) シンポジウム

シンポジウムは、サブテーマを中心に討議を深めていくことが望ましい。シンポジストについては、地元開催都道府県が中心になり、全国公立学校教頭会と連携を保ちながら3名を選定する。そのうち1名可能な限り文部科学省関係者等とする。

### (5) 研究課題および開催分科会数 全国共通研究主題（6課題8分科会）

#### 分科会一覧表

①第1～5課題においては全国共通研究課題の内容例・視点例を参考に研究を深める。なお、それらは社会の変化や当面する課題等をふまえ適宜改善していく。

②第6課題と特別分科会Ⅰは全公教が企画し、開催県と協力して運営を行う。

③特別分科会Ⅱは開催県実行委員会が企画運営する。

### (6) 分科会提言分担

全国、ブロック、開催都道府県の3本立てとする。ただし、第1課題と第5課題は、全国2、ブロック1、開催都道府県1の4本とする。

①提言者は全国1名、地区（ブロック）1名、開催都道府県1名の3名とする。ただし、第1課題と第5課題は、全国2名、地区（ブロック）1名、開催都道府県1名の4名とする。

②各教頭会・副校長会の組織的・協働的研究の成果を踏まえた継続的研究を発表する。

③提言に当たっては、副校長・教頭としての関わりを明確にする。

④大会要項に載せる提言の柱立ては次の例を基本とする。

－研究主題－ 1 主題設定の理由 4 研究の概要 2 研究のねらい 5 研究の成果  
3 研究の経過 6 今後の課題

⑤発表資料は、A4版のサイズとする。

### (7) 分科会グループ協議

①参加型分科会の趣旨が生かせるように推進する。（グループの構成人数、グループ協議の進め方、全体協議とグループ協議の効果的な関わり方と時間設定、会場設営の工夫等）

②詳細については、開催地実行委員会と全公教研究部が協議する。

### (8) 分科会指導助言等

①指導助言者は各分科会2名（行政・校長等より各1）とし、行政は開催都道府県で依頼し、校長等は全公教顧問会に依頼する。

②全公教研究部員は、分科会の趣旨説明やまとめ等をする。

## 3. 大会関連諸会議

### (1) 提言者説明会

運営は開催県が中心に進め、提言者からの提言概要について全公教研究部、開催県研究部が協力して助言をし、より良いものを目指す。

### (2) 引継打合せ会

開催県の役員のうち、実行委員長及び研究担当、広報担当、会場担当、会計担当の長は5名までが参加するものとし、参加できない場合は代理の者が参加する。

## 4. 会 計

### (1) 予算計画

開催地の実行委員会の予算案をもとに、全国公立学校教頭会役員会と協議して、理事会・総会で決定する。(参加費も含む)

### (2) 研究助成金

全国公立学校教頭会から開催県への全国大会研究助成金は、前々年度、前年度、当該年度に分けて交付する。交付後、開催年度までの研究活動や運営に使うことができる。

### (3) 大会参加費

大会参加費については、大会運営に必要な経費(支出)を積算し、その後、収支が適正となるよう金額を設定する。その際、参加者の負担をできるだけ軽減するよう配慮する。

### (4) 会計処理

会計処理については、前々年度・前年度の3月役員会に「支出報告書」を、当年度、定期総会に大会予算案を提示し承認を得る。大会終了後、会計報告は年度末の3月理事会に諮り、次年度総会で承認を得ることとする。

### (5) 予算執行

経費節約を意識して適正に執行を行う。決算において余剰が出た場合については全公教に戻入を行う。

### (6) 業者選定

委託要件を同一文書で明確に業者に提示して見積りを取るなど、公正に業者選定を行う配慮をする。

### (7) 全公教負担

①開催に伴う全公教役員等の派遣等に関する費用は全公教の負担とする。

②全公教が企画・運営する第6分科会及び特別分科会Iは費用を全公教の負担とする。

## 5. ネットワーク活用

### (1) オンライン配信

オンライン型の運営については全公教が担当し、開催地実行委員会と連携しながら進める。

### (2) 緊急時の開催方法

感染症の予防等により行動制限の要請がある場合は、開催地の状況に合わせ参集型の縮小、中止の判断を行い、オンライン型中心にした形で開催し、安全安心を最優先とする。具体的な開催方法や内容等については全公教と開催県が協議し、理事会・役員会での決定を行う

【資料】 全国研究大会「新型コロナ感染状況に応じた開催方法」参照

## 6. その他

(1) 大会要項 大会参加者のみに配付する。(紙またはデジタルデータ)

(2) 大会集録 全会員にデジタルデータで配付する。

(3) 後援団体、来賓対応

後援団体、来賓の決定については、全国公立学校教頭会役員会が主体となる。

(4) 運営全般について

①運営全般について、緊密な連絡を図るため開催地と全国公立学校教頭会役員会の連絡窓口を一本化する。準備・開催期間・事務処理等全般を通じて開催地実行委員会の連絡責任者を固定し、全国公立学校教頭会事務局長と連絡を取り合う。

②大会の事務処理については、先例にこだわることなく合理化することが望ましい。

③開・閉会行事について、周到な計画を立てる。(時間を短縮する)

ア 文部科学省の出席・祝辞を要請する。(交渉担当 全国公立学校教頭会役員会)

イ 開催地関係の祝辞は可能な限り本人が出席して祝辞を得られるよう努める。(交渉担当開催地実行委員会)

ウ 式場に登壇する来賓・役員を明確にし、役員・氏名を記したりボンを用意する。(一色に統一し常時つけられるもの)

エ 開・閉会の宣言はできるだけ簡単にする。

④大会をPRする方策をあらかじめ立てておく。(行政、会員、報道関係に対して)

⑤後援名義使用許可願の様式は全国公立学校教頭会役員会で用意する。

## 新型コロナ感染状況に応じた開催方法（例）

感染状況		大会形式				判断規準	参加要請	参加者数	当日オンライン対応	後日ビデオ配信
 収束 拡大	全国参集	I	全国参集型			全公教	全国3% ブロック10% 開催県50%	上限 1200～ 1500人	全体会ライブ 配信 分科会 ZOOM (2000人)	全体会・ 分科会 ビデオ配信
	ブロック参集			A	① ブロック ハイブリッド型	ブロック	ブロック10%	上限800 ～1000 人	全体会ライブ 配信 分科会 ZOOM (2000人)	全体会・ 分科会 ビデオ配信
	開催県参集	II	オンライン		② 開催県 ハイブリッド型	開催県	開催県50%	上限300 ～500人	全体会ライブ 配信 分科会 ZOOM (2000人)	全体会・ 分科会 ビデオ配信
	参集なし		B	完全オンライン型				運営のみ	全体会ライブ 配信 分科会 ZOOM (2000人)	全体会・ 分科会 ビデオ配信